

令和 6 年度定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 東海村監査基準への準拠

令和 6 年度定期監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

3 監査の対象及び範囲

税務課，村民活動支援課，地域福祉課，総合相談支援課，産業政策課，下水道課，生涯学習課，会計課及び農業委員会事務局における令和 5 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月末日）に執行した事務事業。

4 監査期日

令和 7 年 1 月 16 日（木） 生涯学習課，税務課，産業政策課

令和 7 年 1 月 29 日（水） 下水道課，会計課，地域福祉課

令和 7 年 1 月 31 日（金） 総合相談支援課，農業委員会事務局，村民活動支援課

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

監査対象課室局から事前に関係書類の提出を求め、「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式 1）」「歳入・歳出課別科目別執行状況調書」「工事請負費等執行状況確認調書（様式 2）」「補助金等交付先別確認調書（様式 3）」その他関係証憑等を監査した。監査に当たっては、対象課局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。このほか、備品の一部に関しては、現物の確認を行った。

7 監査の結果

財務に関する事務及び事業の執行状況は、関係法令等に従い、概ね適正に処理されていたと認められる。また、各課においては、所管事業における問題点・課題をよく把握・認識していた。事業がより良いものになるよう、それらの解決に向けた取組も行っている。

改善，検討を要する事項，また，評価できる点については以下に示す。内容に応じて，それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努めてもらいたい。

(1) 附属機関等の会議録の公表等について

本村には、法に基づく附属機関として設置された審査会、審議会等のほか、規則や規程に基づき設置される協議会、委員会等が幾つも設置されている。これらの機関は、住民や関係団体、外部の専門家など様々な立場の意見を、村の施策の立案や事務事業の執行過程に反映させる重要な役割を担っている。

今回の定期監査で、各課が所管する事業に係る附属機関等の会議について、村公式ホームページに、開催した会議の会議録が掲載されていないもの、公開された会議録に出席者・欠席者名が記載されていないものが複数確認された。「東海村附属機関等の会議の公開に関する要綱」では、附属機関等の会議録は、村公式ホームページに掲載して公表することとされており、その会議録の様式も定められている。これらの規定に従って公表してもらいたい。

また、同要綱では、会議の原則公開や会議資料の写しを一般の閲覧に供する（情報公開条例による不開示情報を除く）ことも規定されている。上述の会議録の公表を含め、これらのことは、開かれた村政の推進に寄与するものである。所管課においては、今一度、同要綱を確認し、適切な公開を行ってもらいたい。

今回の監査では、所管課が会議の現状に問題意識を持ち、活性化の必要性を認識している会議もあった。各会議について、その設置目的や役割に照らし、その機能が十分に発揮されているかを常に検証し、成果を出せる会議になるよう努めてもらいたい。

(2) 村政懇談会について

本事業は、村民の率直な声を求めることを目的として、平成 15 年に開催要綱が整備されてから、毎年六つのコミュニティセンターで行われてきた。会場には村長ら村の執行部が出席し、村政の説明を行い、村民が質疑する形で行われていた。新型コロナウイルスの感染拡大により開催を見送った令和 2 年度以降は、参加人数を絞り、地区ごとに選定したテーマについて、自治会長を中心とした参加者と村長を中心とした村執行部との間での意見交換を行う形で行われるようになった。

さらに今年度は、外部のファシリテーターを介し、各地区から選出された自治会や団体の役員を参加者としたグループワーク形式で行われた。新たな手法を取り入れることにより、村民の多様な意見が引き出され、課題が明確化し、今後の村の施策につながるように進められたことは評価できる。

一方、参加者について、自由に参加することができたコロナ禍以前は、各会場の参加人数合計が平成 29 年 598 人、30 年 599 人、令和元年 506 人であったのに対し、近年は令和 4 年 74 人、5 年 69 人、6 年 90 人と少数であり限定されている。担当課によれば、これまで規模が大きく、地区自治会の方の負担が大きかったことや、発言が一部の参加者に限られてしまう傾向があった等のことから、自由参加から人数を絞り、対話に重点を置いた開催方法に変更したとのことである。

以上、これまでの経緯を述べたが、村政懇談会は、村民主体の行政を積極的に進めるために重要な懇談会である。この懇談会が村民と真摯に向き合い行われているか、目的を達成するために開催方法、内容等はこれで良いか、などについて十分な検証を行いながら進めてもらいたい。また、懇談会で出された意見・提言の中で村政に反映すべきものは積極的に取り上げるとともに、それを見える形で村民に広報すること、村民の村政への参加の意識を高めるという意味で大事なことである。

(3) 認知症施策の積極的な情報発信について

例を見ないスピードで高齢化が進行している中、今後、認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるために、支援・サービス提供体制の充実が求められている。

村においても様々な認知症高齢者のための事業を実施しており、住民に対して事業内容の周知に努めているところであるが、次の二つの事業について、更なる情報発信の強化を求めたい。

「知ってあんしん東海村認知症ガイドブック（認知症ケアパス）」には、認知症の知識や予防、気づきから認知症の方への接し方、認知症の進行状況とそれに応じた支援サービスの内容などが簡潔に書かれている。大変役に立つガイドブックであるので、その概要版と併せて、村公式ホームページに掲載してほしい。また、広報とうかいや地域の集まりなどで内容を紹介するなど、多くの人に認知症やその対応などについての知識を持ってもらえるよう、地道な情報発信を続けてもらいたい。

認知症により外出先から自宅に帰れなくなった方を早期に発見・保護するための事前登録制度として、「茨城県おかえりマーク」シールがある。これは、利用対象者の靴や杖、衣服など身の回りの物に付けておくもので、「東海村」の文字と登録番号が記されている。

徘徊による行方不明者が多くなってきている昨今、このシールは、そのような高齢者の命を守ることにもつながるので、利用対象者やそのご家族がこの制度を知らないことのないよう、制度をよく周知してもらいたい。

また、このような方の早期発見のためには、一般の方もこの「おかえりマーク」を知っておく必要がある。このため、広報とうかいなどに制度の紹介とシールの写真を掲載し、周知してほしい。

(4) 男女共同参画推進事業所について

男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされる中、本村では、平成13年3月に東海村男女共同参画行動計画(レインボー・ビジョン21)を策定し、男女共同参画住民意識調査を実施するなど、村民との協働による男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に進めている。また、平成19年3月には「東海村男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、村、村民、事業者等の責務を明らかにしている。

平成 26 年度から、本村では、ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる村内事業所を、東海村男女共同参画推進委員会が取組内容を審査し、「東海村男女共同参画推進事業所」に認定している。令和 6 年 11 月時点で 37 事業所を認定しており、村公式ホームページで紹介している。また、「第 5 次東海村男女共同参画行動計画（R3～R7）」では、毎年 2 事業所を新たに認定することを目標に掲げており、担当課の事業所への働きかけにより、目標は達成されている。

認定された事業所が、その後も男女共同参画の取組を実質的に推進していくことが大事であるし、それによって事業所がメリットを実感できることも必要である。このため、担当課においては、事業所に対し、認定後も積極的な情報提供やアドバイスなどの支援を行ってほしい。また、認定事業所の男女共同参画の具体的な取組や良い事例について、村公式ホームページだけでなく、広報とうかいや SNS、企業説明会等で紹介することも必要である。そうすることにより、取り組んでいる事業所・企業の PR にもなり、ひいては若い人材の確保につながる可能性もある。

なお、村公式ホームページの認定事業所紹介においては、各事業所について、男女共同参画の取組等を紹介した PDF とホームページ URL による会社紹介が掲載されているが、会社の紹介だけで、男女共同参画の取組を示していない事業所がある。この事業所紹介は、男女共同参画や女性活躍を推進し認定された事業所の紹介であるので、これらの取組内容も紹介してほしい。

（５） 介護人材確保・支援事業について

本事業は、障がいのある人の相談支援を行う相談支援専門員の不足解消や障害福祉事業所の負担軽減を目的として、村内の相談支援事業所等で相談支援専門員として継続勤務する者に、資格取得費用助成と定着支援助成を行うものである。このため、令和 6 年度の新規予算として、102 万円の補助金を計上している。

しかしながら、補助要綱がまだ策定されていないため、年度末近くになっても予算が執行されていない。予算の有効活用の観点からも、補助要綱は年度当初に策定し、速やかに事業を実施すべきである。

（６） 備品管理について

今回の定期監査では、各課から備品台帳の提出を求めるとともに、一部施設において備品現物の管理状況等について実地で確認を行った。

実地確認を行った施設における物品の保管状況は良好であり、各備品に貼り付けられた標識も鮮明で、日頃から適切に管理されている様子が伺われた。一方で、既に廃棄処分されている物品で備品台帳上に残っているもの、台帳に記載が無く所管不明のまま当該施設で使用されているものの存在が確認された。

また、各課の備品台帳において、既に譲渡している物品で備品台帳上に残っているもの、使用場所が未記載又は古いままになっているものが複数見られた。さらに、一部の課では、定期的な備品台帳と現物の照合が行われていなかった。

備品は村の財産であり，財産管理はきちんと行う必要がある。村財務規則第 259 条に，財産管理者（所管課長）は，常に備品の状況を明らかにしておかなければならないとあるので，同規則に則した備品台帳への記載や，定期的な備品台帳と現物の照合を行い，適正な備品管理を行ってほしい。

なお，備品の管理は，令和 4 年度から固定資産管理システムで行うこととなったが，各備品に貼り付けられた標識（備品シール）に付された番号とシステム上の物品番号が異なっているので，従前の台帳がなければ，システム稼働前に購入した備品と台帳の照合ができない。今後，一致するようにすべきである。

以上，報告する。

令和 7 年 2 月 21 日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 笹嶋 士郎